

看守勤務員の選考及び任用に関する要綱の制定について（例規）

最終改正 令和 8. 5. 18 例規留・務第22号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

この度、看守勤務員の資質の向上及び士気の高揚を図るため、看守勤務員の選考及び任用に関する要綱を下記のように定め、平成 6 年 1 月 26 日から実施することとしたから、効果的な運用に努められたい。

記

看守勤務員の選考及び任用に関する要綱

1 目的

この要綱は、専ら看守勤務に従事する巡査、巡査部長又は警部補の階級にある警察官（以下「看守勤務員」という。）の選考及び任用に関し必要な事項を定め、もって看守勤務員の資質の向上及び士気の高揚を図ることを目的とする。

2 選考の手続

(1) 推薦

所属長は、看守勤務員として適性があると認める者を看守勤務員選考基準（別表）により選考し、看守勤務員適任者推薦書（別記様式第 1）により総務部長に推薦（留置管理課長経由）するものとする。この場合において、推薦の時期、人員等は、別に示すところによるものとする。

(2) 選考及び決定

総務部長は、所属長から推薦された者について、書面審査等の方法により看守勤務員適任者を選考し、決定するものとする。この場合において、総務部長は、選考及び決定の適正を図るため、各部門との必要な調整を行うものとする。

3 看守勤務員適任者名簿への登載及び通知

総務部長は、前記 2 の (2) により看守勤務員適任者を決定したときは、看守勤務員適任者名簿（別記様式第 2。以下「適任者名簿」という。）に登載するとともに、その旨を推薦をした所属長に通知するものとする。

4 看守勤務員適任者教養の実施

適任者名簿に登載された者に対して、看守勤務員として必要な基礎的知識及び技能を習得させるため、別に定めるところにより教養を行うものとする。

5 看守勤務員の任用

(1) 任用

所属長は、新たに看守勤務員を任用する場合は、原則として、適任者名簿に登載された者の中から任用するものとする。

(2) 任用期間

看守勤務員の任用期間は、おおむね 2 年とする。

別表

看守勤務員選考基準

項目	内容
実務経験年数	<ul style="list-style-type: none">採用時教養修了後1年以上の実務経験を有すること。
年齢	<ul style="list-style-type: none">巡査にあつては、おおむね33歳以下であること。巡査部長にあつては、おおむね40歳以下であること。警部補にあつては、おおむね50歳以下であること。
適性	<ul style="list-style-type: none">専務員としての任用を希望し、自所属からの推薦を受けている者等各専務員としての任用が期待できること。勤務成績が良好であること。柔道又は剣道が初段以上であること。逮捕術が初級以上であること。身体強健、冷静沈着、責任感おう盛で、忍耐強く、感情安定していること。

別記

様式第1

年 月 末日 廃棄

総務部長 殿
(留置管理課長)

第 号
年 月 日

(所属長)

看守勤務員適任者推薦書

ふりがな 氏 名	-----	係 名	
生年月日	年 月 日 (歳)	階 級	
住 所	(電話)		
出 身 地	都・道・府・県	最終学歴	卒業・中退
採 用 年 月 日	年 月 日	現所属配 置年月日	年 月 日
術 科	柔 道 段 級 剣 道 段 級 逮捕術 級 けん銃 級	現階級昇 任年月日	年 月 日
		健康状態	
性格等適 任者と認 める理由			
そ の 他 参考事項			

